平成22年度事業報告

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に際しては、地上系の通信設備が寸断される状況下で、当機構のネットワークは被災地域の状況把握に効果を発揮し、複数地点での被災地の映像を官邸や総務省消防庁はじめ、関係地方公共団体に対して送信するなど、人命救助、通信確保に大いに役立った。

このほか、平成 22 年度は、梅雨期の大雨災害、冬期の大雪災害、霧島山(新燃岳)の 噴火活動等についても、地域衛星通信ネットワークのチャンネルを提供し、国及び地方公 共団体と協力し、情報の迅速な収集伝達に取り組んだ。

当機構は、平成2年2月19日に設立され、翌平成3年12月から運用を開始し、以来、ネットワークの適正な管理運用を行っている。

第1 地域衛星通信ネットワーク事業

平成22年度末現在、地域衛星通信ネットワークの地球局の数は市町村合併による配置見直し等により約4,000となっており、47都道府県全てと全国の市町村の90%、消防本部の概ね65%をカバーし、映像の受発信やデータ通信、一斉指令などの機能を持つ世界にも類例のない衛星通信ネットワークとなっている。

そのような中、機構は平成15年4月から第二世代システムの運用を開始し、さらに 平成18年4月からは地域衛星通信ネットワークの地球局免許人としてネットワークの 管理運用と免許関係事務の一元的な処理を行っている。一方、都道府県システムの第二 世代化については、平成22年度末現在、18都府県で運用されている。

全国瞬時警報システム (J-ALERT) については、消防庁において平成22年度にJ-ALERT の高度化が図られたことに伴い、機構は、地上配信機関としての業務を終了したが、J-ALERT に係る衛星通信の利用に際しては、引き続きその支援を行った。

1 ネットワークの円滑な運営

(1) ネットワークの安定的運用と一元的管理

地域衛星通信ネットワークの安定的な運用に努めるとともに、引き続き地球局免許人として、電波法令の遵守、電波法関連手続き(免許、各種申請・届、検査、電波利用料納付等)の効率化と全地球局の適正な管理に努め、地方公共団体における免許関係経費の節減を図った。

また、機構が免許を受けている一般地球局のうち電波法上定められている免許の有効期間が平成22年11月30日をもって満了するものについては、適時適切に関係機関と連絡調整を図った後、再免許の申請を行い、同年12月1日に再免許を受けた。

(2) 東京局及び山口・美唄管制局の衛星通信設備等の更新

設置から長期間が経過した東京局及び山口・美唄管制局の衛星通信設備等については、既に修理が困難又は保守不能等となっているため、機器の更新を計画的に実施することとした。平成22年度は、東京局において、第二世代モデムへ更新し、山口・美唄管制局においては、伝送予約処理装置のサーバ等の更新を行った。

(3) ネットワークセキュリティ対策の強化

山口及び美唄管制局設備に係るセキュリティの維持・管理及び対策強化に努めると ともに、第二世代システムを構築した16都府県に対して、セキュリティ診断システムによる定期診断を実施した。

(4) 第二世代システムの普及促進

第二世代化を計画している団体に対して、情報の提供及び技術支援を行い、整備費用の低廉化及び運用の利便性を考慮したシステム構築を推進した。また、第二世代化計画のない団体に対しても適宜情報の提供を行い、普及促進に努めた。

2 衛星通信サービスの推進

(1)映像発信の充実、映像コンテンツの有効利用

従来からの災害情報、地域情報の発信のみでなく、地方公共団体に有意義な全国知事会議、国の各種会議等の映像を積極的に配信するとともに、機構ホームページの自治チャンネル、消防チャンネルにおいても速やかにオンデマンド配信を実施するなど、映像コンテンツの有効活用・映像配信の充実に努めた。

(2) 次世代ネットワークに関する調査

老朽化した第一世代システムの更新を促進するため、平成21年度に「簡易に構築可能なネットワーク構成と展開に関する調査研究会」を設置した。平成22年度は平成21年度の検討を基に、TDMA方式VSATシステムの実証実験、周辺機器及びアプリケーションの価格調査等を実施した。

第2 公的個人認証サービス事業

当機構は、平成15年11月に、総務大臣から電子署名に係る地方公共団体の認証業務 (公的個人認証サービス) の指定認証機関として指定された。

その後、各都道府県知事の委任を受けつつ、システムの整備を終え、平成16年1月から公的個人認証サービス事業を開始した。

平成21年度にはシステム更改を行い、平成22年1月から新システムでの運用を開始 した。

電子証明書の累計発行件数については、平成19年度税制改正及び平成21年度税制改正により、所得税の確定申告を e-Tax で行った場合に最高で5千円の税額控除が受けられる制度が措置されたこと等によって平成22年度末現在で180万件を超えるに至った。機構としては、平成21年度に引き続き適正な認証事務等の執行に努めた。

1 都道府県認証局の運営

委任を受けている都道府県及び電子証明書の発行窓口である市区町村と連携し、電子 証明書の発行及び失効、失効情報の作成及び提供等に係る認証事務を適切に実施した。

2 個人認証ブリッジ認証局の運営

公的個人認証サービス都道府県協議会からの委託を受け、都道府県認証局と相互認証 する個人認証ブリッジ認証局を運営するとともに、政府認証基盤との相互認証を実施し た。

3 署名検証者に対する失効情報等の提供

オンライン申請等を行う国・地方公共団体等の行政機関、認定認証事業者等の署名検証者等に対する失効情報等の提供を適切に実施するとともに、新たに署名検証者等となる機関に対しテスト環境等を提供した。

4 公的個人認証サービス共通基盤運用事業の実施

公的個人認証サービスの安定的運用を図るため、公的個人認証サービス都道府県協議 会からの委託を受け、公的個人認証サービス共通基盤運用事業を実施した。

5 認証業務情報保護委員会の運営

認証業務情報の保護に関する事項の調査審議等を行うため、学識経験者からなる認証 業務情報保護委員会を開催し、「暗号アルゴリズムの危殆化への対応」等について、ご 審議いただいた。

6 暗号アルゴリズムの危殆化に対する検討

今後、より一層安全かつ適正な認証業務の推進を図るため、暗号アルゴリズムの危殆 化が起きた場合の行動計画(コンティンジェンシープラン)等の検討を行った。